

保険基盤安定制度繰出金

低所得者を多く抱える国民健康保険の構造的問題に対応するため、政令に基づき、保険料軽減分（市町村国保の被保険者の保険料の軽減相当額を市町村が一般会計から国民健康保険事業勘定特別会計に繰り入れることで、国民健康保険被保険者の保険料負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度で、負担割合は都道府県が4分の3、市町村が4分の1である。なお、対象は一般被保険者分である。）及び保険者支援分（市町村国保の保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国民健康保険事業勘定特別会計に繰り入れることで、主に中間所得層の保険料負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度であり、負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1である。）で補填することにより、国民健康保険財政の基盤安定を図った。

1. 保険料軽減分

保険料の軽減額を基準として政令で定める金額を一般会計から国保特別会計へ繰出しを行い、公費補填する。

負担区分	金 額	負担割合
府負担金	3 4 7, 0 8 5, 7 9 4円	軽減総額の4分の3
市負担金	1 1 5, 6 9 5, 2 6 5円	軽減総額の4分の1
総 額	4 6 2, 7 8 1, 0 5 9円	

2. 保険者支援分

保険料軽減対象となった一般被保険者の数に応じて平均保険料の一定割合を一般会計から国保特別会計へ繰出しを行い公費補填する。

負担区分	金 額	負担割合
国庫負担金	1 2 8, 6 8 2, 1 6 2円	保険者支援分総額の2分の1
府負担金	6 4, 3 4 1, 0 8 1円	保険者支援分総額の4分の1
市負担金	6 4, 3 4 1, 0 8 2円	保険者支援分総額の4分の1
総 額	2 5 7, 3 6 4, 3 2 5円	